

令和 7 年度

会津北部農業水利事業

松野頭首工管理用階段他補修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局会津南部農業水利事業所

会津北部農業水利事業建設所

第1章 総則

会津北部農業水利事業松野頭首工管理用階段他補修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、会津北部土地改良事業計画に基づき、基幹水利施設の管理設備他を補修するものである。

2 工事場所

福島県喜多方市慶徳町松舞家字上川原地内他

3 工事概要

本工事は、松野頭首工、大平沼発電所、幹線用水路の管理設備等を補修する工事で、その概要は次のとおりである。

（1）松野頭首工補修

- | | |
|----------------|--------------|
| 1）頭首工管理用階段塗替塗装 | 1 式 |
| 2）取水工防護柵製作、据付 | 1 式（既設撤去を含む） |

（2）大平沼発電所補修

- | | |
|--------------|--------------|
| 管理用階段手摺製作、据付 | 1 式（既設撤去を含む） |
|--------------|--------------|

（3）各幹線用水路補修	1 式
-------------	-----

4 工事数量

別紙1「工事数量表」のほか、第8章設計、第9章構造及び製作、第10章電気通信設備に示すとおりである。

5 施工範囲

（1）本工事の施工範囲は、第2章3工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、撤去、据付及び試運転調整並びに操作説明までの一切とする。

（2）次に示すものは、施工対象外とする。

- 1）水替工事（ただし、局所的な小水替は行うものとする。）
- 2）責任分界点までの引き込み外線工事
- 3）建築工事

第3章 施工条件

1 工程制限

松野頭首工補修作業は、6月21日から10月10日まで計画規模の洪水が発生するおそれがある期間として定められている期間のため河川内作業は出来ない。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等54日を見込んでいる。

なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇である。

3 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第1章1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

4 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和7年5月7日から令和7年12月26日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和7年5月6日まで)

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

5 その他

- (1) 大平沼発電所における管理用階段手摺設置、撤去について、資機材の搬入、運搬は、大平沼発電所の昇降設備を利用して行うこととし、昇降設備等へ資機材の積込み等において県道に工事車両が長時間占有することがないように留意する。また、緊急車輛等が通行する場合は、通行を確保しなければならない。
- (2) 中央管理所の受変電設備は、旧設備を利用しながらの工事となることから工事の内容と施工手順、利用範囲、撤去方法を明確にし、仮設備の計画等を考慮するものとする。

第4章 現場条件

1 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

- (1) 会津北部地区水管理付帯設備補修工事(仮称) (令和7年5月～令和7年12月)(予定)
- (2) 塩川幹線用水路他補修工事(仮称) (令和7年5月～令和7年12月)(予定)

2 既設設備等の受け渡し条件

中央管理所の受変電設備は、東北電力株式会社 6,600V で受電。責任分界点は、引込第 1 柱の開閉器一次接続点とする。

3 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 飛散防止対策

現地塗装における素地調整施工時には、飛散防止対策を施さなければならない。

(3) 騒音、振動対策

騒音、振動対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4 洪水対策

上流ダムでの放流や降雨などで河川水位が大きく変動する場合があるため、関連工事の現場代理人と連絡を密にして、施工しなければならない。

5 関係機関との調整

大平発電所補修にあたって、道路使用許可に関する調整、申請を行わなければならない。

6 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）3-2-2 一般事項 1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

第 5 章 提出図書等

1 承諾図書

共通仕様書（施）第 1 章 1-1-6 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の契約日から 30 日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から 14 日以内に文書で通知するものとする。

2 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し又は回復

等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第7章 試運転調整

試運転調整にあたっては、事前に詳細な実施計画書を作成し監督職員の承諾を得るものとする。

第8章 設計

1 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2 設計諸元

本工事で製作する管理設備等の諸元は、次に示す通りである。

(1) 松野頭首工管理設備諸元

項 目	右岸取水工操作台防護柵	左岸取水工操作台防護柵
材 質	鋼製	鋼製
高 さ	1,300mm	1,300mm
設 置 数	1 基	1 基

(2) 大平沼発電所管理設備諸元

項 目	管理用階段手摺
材 質	鋼製
設 置 数	1 基

(3) 下台幹線用水路4号スタンド管理設備

項 目	転落防止柵
材 質	鋼製
設 置 数	1 基

3 材 料

- (1) 主要材料は、JIS 規格品、又は同等品以上とする。
- (2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

材 料 名	規 格	摘 要
一般構造用圧延鋼材 (SS400)	JIS G 3101	防護柵、転落防止柵、手摺、 水位計カバー
一般構造用角形鋼管 (STKR)	JIS G 3466	防護柵
一般構造用炭素鋼鋼管 (STK)	JIS G 3444	転落防止柵
配管用炭素鋼管 (SGP)	JIS G 3452	手摺

第9章 構造及び製作

- 1 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第9章「鋼製付属設備」によるものとする。
- 2 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第9章「鋼製付属設備」によるものとする。
- 3 本設備は、共通仕様書（施）第9章「鋼製付属設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

第10章 電気通信設備

1 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

2 設計諸元

受電設備は、次の条件により設計するものとする。

施設区分	装置区分	温 度 (℃)	湿 度 (%)
中央管理所	屋外設置機器	－10～40℃	30～95% 結露がないこと

3 受変電設備

動力盤、電灯盤は列盤とし、現地において改修や増設を考慮したものとする。

(1) 動力盤

- 1) 構 造 屋外鋼板製閉鎖自立形（鋼製）
- 2) 数 量 1 面

3) 寸 法 850mm×2630mm×2450mm

4) 盤面取付器具

①名称銘板	1 式
②電圧計	1 個
③電流計	1 個
④電圧計切換スイッチ	1 個
⑤電流計切換スイッチ	1 個

5) 盤内収納器具

①負荷開閉器	7. 2kV、200 A	1 個
②電力ヒューズ	7. 2kV、40kA	3 個
③ケーブルヘッド		1 式
④プライマリーカットアウトスイッチ	7. 2kV、50 A ヒューズ付	3 個
⑤変圧器	6. 6kV/210V、50kVA、油入	1 台
⑥ダイヤル温度計	警報接点	1 個
⑦漏電リレー		1 個 (ZCT 付属)
⑧計器用変流器	400/ 5 A	2 台
⑨ヒューズ	3 A	2 台
⑩配線用遮断器	3P100AF	1 個
⑪配線用遮断器	3P225AF	1 個
⑫碍子	6 kVA 用	12 個
⑬LED 照明		1 式
⑭端子台		1 式
⑮その他必要なもの		1 式

(2) 電灯盤

1) 構 造 屋外鋼板製閉鎖自立形 (鋼製)

2) 数 量 1 面

3) 寸 法 850mm×2630mm×2450mm

4) 盤面取付器具

①名称銘板	1 式
②電圧計	1 個
③電流計	1 個
④電圧計切換スイッチ	1 個
⑤電流計切換スイッチ	1 個

5) 盤内収納器具

①プライマリーカットアウトスイッチ	7. 2kV、50 A ヒューズ付	2 個
②変圧器	6. 6kV/210-105V、50kVA、油入	1 台
③ダイヤル温度計	警報接点	1 個
④プライマリーカットアウトスイッチ	7. 2kV、50 A ヒューズ付	3 個
⑤電力用コンデンサ	7. 2kV、50Hz、26. 6KVar	1 個
⑥漏電リレー		1 個 (ZCT 付属)

⑦計器用変流器	400/5 A	2 台
⑧ヒューズ	3 A	2 台
⑨配線用遮断器	3P400AF	1 個
⑩配線用遮断器	3P100AF	1 個
⑪配線用遮断器	3P50AF	1 個
⑫配線用遮断器	2P50AF	3 個
⑬碍子	6 kVA 用	12 個
⑭LED 照明		1 式
⑮端子台		1 式
⑯その他必要なもの		1 式

第 11 章 塗 装

1 一般事項

- (1) 外注品の塗装仕様については、メーカー標準の塗装仕様とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。
- (3) 施工前に鉛等の有害物質の含有量試験を行うものとする。有害物質の含有が確認された場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。

2 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは、塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。
- (2) 工場での塗に残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。
- (3) 現場塗装における最終層の塗装色は淡彩系とし、色については監督職員と協議するものとする。

3 塗装仕様

現場塗装（塗替え）

施工 場所	工 程	塗 料 等	標準膜厚 (μ m)	塗装色	塗装 方法
現場	素地調整	第 3 種ケレン A			
	プライマー処理	エポキシジンクリッチペイント	15	最終層 淡彩系	はけ・ ローラ
	第 1 層（下塗）	エポキシ樹脂塗料下塗	100		
	第 2 層（下塗）	エポキシ樹脂塗料下塗	100		
	第 3 層（中塗）	エポキシ樹脂塗料用中塗	40		
	第 4 層（上塗）	エポキシ樹脂塗料用上塗	40		

第12章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2 管理設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械等を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 据付にあたっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付けなければならない。
- (4) 防護柵、転落防止柵、手摺の取付ボルトはステンレス製とする。
- (5) 据付にあたって、ライナープレートを使用する場合は取付けボルト付近に設置して調整を行う。

3 受変電設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (2) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。
なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。また、耐震クラスはAクラス以上とする。
- (3) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。
また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。
- (5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

4 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ [°] (cm)	粗骨材の最大 寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25	55 以下	BB	

※粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合 20 mmの使用を可能とする。

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合計画書・試験成績書
アンカーボルト	カタログ、試験成績書
グレーチング	カタログ等

5 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住 所	受入れ 時 間	事業区分
廃プラ（塗装粉）	(株) あいづダスト センター	河沼郡柳津町大字藤字鶴 ヶ峯 4330-23	8:00 ～17:00	最終処分 施工業者

6 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工種ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

7 現場発生材

既設設備の撤去に伴い発生した鋼材等（工事現場発生材）については、鋼材等の種別・数量

をとりまとめたうえで共通仕様書（施）1-1-22 に基づき現場発生材報告書を作成し、監督職員へ提出するものとする。

また、現場発生材については、次に示す場所へ集積・保管するものとする。

施 設 名	地 先 名	備 考
松野頭首工管理棟	福島県喜多方市慶徳町松舞家字上川原 3636-8	
大平沼	福島県喜多方市熱塩加納町宮川地内	
下台頭首工	福島県喜多方市岩月町入田付地内	

第 13 章 施工管理等

1 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施行管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施行管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記 1) に示

す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す、黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4 工事現場における遠隔確認について

(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。

(2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

(3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。

(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 14 章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正に係るもの
- (5) 第三者との協議に係るもの
- (6) 歩掛調査・諸経費動向調査の追加に係るもの
- (7) 動力盤・電灯盤の据付に係るもの
- (8) 安全、操作設備の追加等に係るもの
- (9) 塗替塗装に係るもの
- (10) 関柴ダムの門扉に係るもの
- (11) 大平沼水位計に係るもの

(12) その他本仕様書に定めのないもの

第 15 章 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

- 1 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『第 1 工区（松野頭首工）、第 2 工区（大平沼発電所）、第 3 工区（日中幹線用水路）、第 4 工区（下台幹線用水路）、第 5 工区（八方幹線用水路）（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- 2 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等及び設計技術費については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

第 16 章 その他

1 電子納品

工事完成図書を、施設機械工事等共通仕様書第 1 章1-1-26及び第 1 章1-1-28に基づき資料を作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R） 正副 2 部
- ・工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の管理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「そ

の日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

4 契約後VE提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（様式 1 ～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認

し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注 会社幹部並びに事業所長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人、受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）、関係課職員、事業所長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。

6 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に２部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第５章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。

7 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費 ： 労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する

実績変更対象費の割合を提示するものとする。

- (3) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙2）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（別紙3）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙2）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙2）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア（ア）～（カ）の設備・機能を満たすものとする。
- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）様式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9 週休 2 日による施工

- （１）本工事は、月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- （２）週単位の週休 2 日とは、対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休 2 日とは、対象期間において、すべての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可

とする。

3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。

1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。

1) 補正係数

	週単位の週休2日 [現場閉所1週間に2日以上]	月単位の週休2日 [現場閉所率28.5%(8日/28日)以上]
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

10 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

11 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により、算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※補正係数：1.2

12 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まない。

13 1 日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における 1 日未満で完了する作業の積算(以下、「1 日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (6) 1日未満積算基準「3 判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第15章1の箇所とする。

第17章 定めなき事項

- 1 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- 2 この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
①工区（松野頭首工）				
直接製作費				
1. 鋼製付属設備製作工	松野頭首工			
(1) 鋼製付属設備製作工	取水工操作台補修（左岸防護柵）			
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
(2) 鋼製付属設備製作工	取水工操作台補修（右岸防護柵）			
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
①工区（松野頭首工）				
直接工事費				
1. 輸送費				
(1) 輸送費				
輸送費（鋼製付属）		式	1.000	
2. 鋼製付属設備据付工	松野頭首工			
(1) 鋼製付属設備据付工	堰柱管理用階段（塗替塗装）			
鋼製付属設備据付工（塗装費）		式	1.000	
鋼製付属設備据付工（直接経費）		式	1.000	
鋼製付属設備据付工（仮設費）		式	1.000	
(2) 鋼製付属設備据付工	取水口操作台補修（左岸、右岸防護柵）			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
鋼製付属設備据付工（直接経費）		式	1.000	
3. 産業廃棄物処理工				
(1) 産業廃棄物処理工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
産業廃棄物処分費(施設機械)		式	1.000	
②工区（大平沼発電所）				
直接製作費				
1. 鋼製付属設備製作工	大平沼発電所			
(1) 鋼製付属設備製作工	管理用階段手摺			
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1) 輸送費				
輸送費（鋼製付属）		式	1.000	
2. 鋼製付属設備据付工	大平沼発電所			
(1) 鋼製付属設備据付工	管理用階段手摺			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
鋼製付属設備据付工（直接経費）		式	1.000	
③工区（日中幹線用水路）				
直接工事費				
1. 鋼製付属設備据付工	日中幹線用水路3号スタンド放流工			
(1) 鋼製付属設備据付工	立入防止対策			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
(2) 鋼製付属設備据付工	施錠部加工			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
鋼製付属設備据付工（直接経費）		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
④工区（下台幹線用水路）				
直接製作費				
1. 鋼製付属設備製作工	下台幹線用水路第3号スタンド			
（1）鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
（2）鋼製付属設備製作工	梯子			
鋼製付属設備製作工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備製作工（塗装費）		式	1.000	
2. 鋼製付属設備製作工	下台幹線用水路第4号スタンド			
（1）鋼製付属設備製作工	転落防止柵			
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
（2）鋼製付属設備製作工	梯子			
鋼製付属設備製作工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備製作工（塗装費）		式	1.000	
3. 鋼製付属設備製作工	下台頭首工			
（1）鋼製付属設備製作工	旧水位計カバー撤去			
鋼製付属設備製作工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備製作工（塗装費）		式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
（1）輸送費				
輸送費（鋼製付属）		式	1.000	
2. 鋼製付属設備据付工	下台幹線用水路第3号スタンド			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1) 鋼製付属設備据付工	塗替塗装 (防護柵)			
鋼製付属設備据付工 (塗装費)		式	1.000	
(2) 鋼製付属設備据付工	梯子			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
鋼製付属設備据付工 (直接経費)		式	1.000	
(3) 鋼製付属設備据付工	立入防止対策			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
3. 鋼製付属設備据付工	下台幹線用水路第4号スタンド			
(1) 鋼製付属設備据付工	転落防止柵			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
鋼製付属設備据付工 (直接経費)		式	1.000	
(2) 鋼製付属設備据付工	梯子			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
(3) 鋼製付属設備据付工	立入防止対策			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
(4) 鋼製付属設備据付工	ゲート整備			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
鋼製付属設備据付工 (直接経費)		式	1.000	
4. 鋼製付属設備据付工	下台頭首工			
(1) 鋼製付属設備据付工	旧水位計カバー撤去			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
5. 産業廃棄物処理工				
(1) 産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処分費 (施設機械)		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
⑤工区（八方幹線用水路）				
直接製作費				
1. 鋼製付属設備製作工	下台幹線用水路大塩川放流工			
（1）鋼製付属設備製作工	グレーチング更新			
鋼製付属設備製作工		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
2. 電気設備工				
（1）受変電設備工				
低圧電気盤工		式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
（1）輸送費				
輸送費（鋼製付属）		式	1.000	
輸送費		式	1.000	
2. 鋼製付属設備据付工	下台幹線用水路大塩川放流工			
（1）鋼製付属設備据付工	転落防止柵（塗替塗装）			
鋼製付属設備据付工（塗装費）		式	1.000	
（2）鋼製付属設備据付工	グレーチング更新			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
鋼製付属設備据付工（直接経費）		式	1.000	
（3）鋼製付属設備据付工	立入防止対策			
鋼製付属設備据付工		式	1.000	
3. 産業廃棄物処理工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処分費(施設機械)		式	1.000	
4. 電気盤類据付工(用排水機以外)				
(1)受電盤据付工				
受電盤据付工		式	1.000	

実績変更対象経費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代 及びこれらの建物を建築す る代わりに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借上げす る場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要する費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場 管理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事務時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用には、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	１０年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

令和7年度 会津北部農業水利事業

松野頭首工管理用階段他補修工事

図 面 目 録

番号	名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	松野頭首工管理用階段 塗替塗装図	1	
3	松野頭首工右岸取水工 防護柵更新図	1	
4	松野頭首工左岸取水工 防護柵更新図	1	
5	大平沼発電所管理用階段 手摺更新図	1	
6	日中幹線用水路（第3号スタンド放流工）管理設備補修図	1	
7	下台幹線用水路（第3号スタンド） 管理設備補修図	1	
8	下台幹線用水路（第4号スタンド） 管理設備補修図(1／2)	1	
9	下台幹線用水路（第4号スタンド） 管理設備補修図(2／2)	1	
10	八方幹線用水路（大塩川放流工）管理設備補修図	1	
11	八方幹線用水路（大塩川放流工）グレーチング更新図	1	
12	中央管理所 受電設備更新図	1	
計		12	